

指定性能評価機関による性能評価（建築基準法第 68 条の 25 第 3 項）

（1） 指定性能評価機関の指定基準

○建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

（指定の基準）

第 77 条の 38 国土交通大臣は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 職員（第 77 条の 42 第 1 項の認定員を含む。第三号において同じ。）、設備、認定等の業務の実施の方法その他の事項についての認定等の業務の実施に関する計画が、認定等の業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の認定等の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 法人にあつては役員、第 77 条の 20 第五号の国土交通省令で定める構成員又は職員の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 認定等の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、認定等の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

（指定性能評価機関）

第 77 条の 56 第 68 条の 25 第 3 項（第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による指定は、第 68 条の 25 第 3 項の評価（以下「性能評価」という。）を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）の申請により行う。

2 第 77 条の 36 第 2 項の規定は前項の申請に、第 77 条の 37、第 77 条の 38、第 77 条の 39 第 1 項及び第 77 条の 41 の規定は第 68 条の 25 第 3 項の規定による指定に、第 77 条の 39 第 2 項及び第 3 項、第 77 条の 40、第 77 条の 42 から第 77 条の 45 まで並びに第 77 条の 47 から第 77 条の 52 までの規定は前項の規定による指定を受けた者（以下この条、第 97 条の 4 及び第 100 条において「指定性能評価機関」という。）に、第 77 条の 53 の規定は指定性能評価機関が行つた性能評価又はその不作為について準用する。この場合において、第 77 条の 38 第一号、第 77 条の 42、第 77 条の 43 第 1 項及び第 77 条の 51 第 2 項第五号中「認定員」とあるのは「評価員」と、同項第一号中「第 77 条の 46 第 1 項、第 77 条の 47」とあるのは「第 77 条の 47」と、第 77 条の 53 中「処分」とあるのは「処分（性能評価の結果を除く。）」と読み替えるものとする。

(2) 指定性能評価機関の一覧

別紙 1 のとおり

(3) 性能評価手数料の額及び積算根拠

手数料の額：別紙 2 のとおり（建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 11 条の 2 の 3）

手数料の積算根拠：別紙 3 のとおり

(4) 指定申請における必要書類

○建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号）

（指定性能評価機関に係る指定の申請）

第 58 条 法第 77 条の 56 第 1 項の規定による指定を受けようとする者は、別記第 29 号様式の指定性能評価機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で性能評価の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 申請者が法人である場合においては、役員又は第 18 条に規定する構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項を記載した書類

七 事務所の所在地を記載した書類

八 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第 77 条の 37 第一号及び第二号に該当しない旨の市町村の長の証明書

九 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第 77 条の 37 第五号に該当しない者であることを誓約する書類

十 申請者が法人である場合においては、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十一 審査に用いる試験装置その他の設備の概要及び整備計画を記載した書類

十二 評価員の氏名及び略歴を記載した書類

十三 現に行っている業務の概要を記載した書類

十四 性能評価の業務の実施に関する計画を記載した書類

十五 その他参考となる事項を記載した書類

(5) 指定性能評価機関の指定に係る問合せ先

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 大臣認定担当

TEL : (03) 5253-8111（内線 39-533）